

令和 2 年 6 月 24 日

ご家族 各位

特別養護老人ホーム 千年苑
苑 長 福士 誠治
(公 印 省 略)

千年苑面会制限の一部解除についてのお知らせ

日頃から当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの全国的な流行に伴い、昨年末から面会を制限させていただいており、ご心配をおかけしております。依然として新型コロナウイルスの終息は見え、予断を許さない状況には変わりない中ではございますが、面会につきましては、行政や各協議会の指針を元に検討を重ね、段階的に制限を緩和していく方針と致しました。

つきましては、下記要領に沿って進めさせていただきますので、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

【ご面会の条件】

1. 面会できる方：岩手県内に在住のご家族の方 2 名。(年齢に制限は設けません)
2. 面会期間：令和 2 年 7 月 1 日～7 月 31 日までの土日祝日を除く平日。
※行事や理髪などでお受けできない日もございます。
3. 面会時間：午前 ①10：00～10：15 ②10：30～10：45 ③11：00～11：15
午後 ④14：00～14：15 ⑤14：30～14：45 ⑥15：00～15：15
※利用者 1 名につき、回数を月 3 回までに制限させていただきます。
4. 面会場所：本館～ロビー又は応接室 新館～エントランスホール
5. 受付方法：お電話による完全予約制。
面会希望日の 4 日前までにご連絡下さい。ご希望の日時に添えない場合もございますが、可能な限りご要望にお応えできるよう努力致します。
6. 面会に関する条件等に関しましては、【別紙】をご参照下さい。

【別紙】

ご面会時にお守りいただきたいこと

- 1 ご面会は健康状態に問題がない方に限ります。
(別添『面会者(同居人含む)健康チェックシート』の全てに該当しない方)
- 2 面会前の検温で37.5℃以上の場合は面会をご遠慮いただきます。
- 3 面会中はマスクの着用をお願いします。
- 4 面会時にはうがい・手洗いの徹底をお願いします。
- 5 面会時は飲食をご遠慮願います。
- 6 握手は可としますが、抱擁等の密着についてはご遠慮下さい。
- 7 面会中にご自身やご利用者の涙や鼻水を拭う等しないようご協力願います。

【備考】

1. 8月以降の面会方法・面会時間については新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、7月中にお知らせ致します。
2. 全国的に6月19日から県をまたぐ移動も可能とされておりますが、当苑の方針として段階的に解除するという意図があるため、当面は岩手県内に在住の方の面会に限らせていただきます。
3. 岩手県内で新型コロナウイルスの感染報告が上がった段階で、面会は制限させていただきます。
4. 新型コロナウイルスの流行状況によっては、急遽面会制限を行なわなければならない場合もございますことをご承知下さい。

ご不明な点などございましたら、下記の問い合わせ先にご連絡下さい。

【問い合わせ先】

本館 019-658-1173 (中村)
新館 019-659-3655 (北田)